

体育授業を実施するための留意点について

(令和2年5月27日時点)

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 学校体育係

はじめに

新型コロナウイルス感染症に対応した体育授業に関する留意点を以下に示しています。文部科学省並びにスポーツ庁からの通知を基に作成していますが、感染状況の変化に伴い変更になる可能性があります。地域の感染状況や学校の実態を踏まえた上で
の活用をお願いします。

【1 地域の感染状況を把握】

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリ スクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施	リスクの低い活動か ら徐々に実施し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を 行った上で実施

(文部科学省) ○学校における新型コロナウイルス感染症にかかる衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020. 5. 22 Ver. 1) より

[感染症対策を講じてもお感染リスクの高い学習活動]

※体育科・保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は特に感染のリスクが高い。

【2 事前の指導】

体育学習のみならず、授業を行う前に、児童等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」(文部科学省)の資料等を活用して感染症対策に関する指導を行う。

【3 年間指導計画の見直し】

- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることが考えらる。
- 「児童生徒が密集する運動」や「児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動」については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、例えば、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられる。

(参考例)

- ・3～6年生は、先に保健領域の学習を行う。
- ・一人や少人数での活動が可能な運動領域（別紙参照）を先に行う。
（体づくり運動系、陸上運動系、表現運動系等で可能なものが多い）

【4 体育学習でのマスクの扱い】

運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されているため、運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要である。

- 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2m以上確保する。
- ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保する。
- 軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。
- 使用するマスクは、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導する。
- マスクの着用時には、例えば、呼吸が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保して休憩するよう指導すること。
- 授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導する。
 - ※気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導する。
- 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する
 - ※自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ない。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2m以上を確保する。

【5 授業中の留意点】

体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する。

- 学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせる。
- 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。
- 当面の間、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- 運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行う。
- 体育の授業の前後に手洗いをするよう指導する。
- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。
- 児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保する。
- 児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。
- 器具や用具の準備、片付けは教師の管理のもと行う。
- 熱中症対策を十分に行う。（水分補給、運動強度等）
- 学習後の健康観察を行う。

【6 その他】

- 教室から運動場や体育館への移動に留意する。（児童生徒の移動ルートの工夫、必要な会話を控える等）
- 体育授業中のマスクの保管場所
 - ・マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋を準備する。

《参 考 資 料》

- 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & Aの送付について（5月21日時点）**
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課（令和2年5月21日付）
- 学校における新型コロナウイルス感染症にかかる衛生管理マニュアル**
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 5. 22 Ver. 1）
文部科学省

○学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

スポーツ庁政策課学校体育室（令和2年5月21日付）

○今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

スポーツ庁政策課学校体育室（令和2年5月22日付）

○新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の実施等に関するQ&A（令和2年5月21日時点） 一部抜粋

問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。

○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。

問13 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。

○感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があります。学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導することなどが考えられます。

問36 各教科等の指導について、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動についてはどのようなものがあるか。

○各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、これを行わないようにしてください。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
- ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事

○なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続している地域においては、当分の間、上記の学習活動ができない可能性が高いことを踏まえ、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画の見直しを

検討し、必要な措置を講じてください。

問 4 1 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

- 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意してください。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることが考えられます。また、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、例えば、新年度当初に実施するのではなく、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じてください。

問 4 8 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 運動会等の実施に当たっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法（例えば、半日での開催など）の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。
- 特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

○学校における新型コロナウイルス感染症にかかる衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ （2020. 5. 22 Ver. 1）

文部科学省

《一部抜粋》

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

- ・ 体育科、保健体育における「児童生徒が密集する運動」(★)や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

【レベル2 地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、**リスクの低い活動から徐々に実施することを検討**します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとしてください。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））を参照してください。

【レベル1 地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。